

尾張東部（瀬戸）地域文化広場の管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月26日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市条例第25号

尾張東部（瀬戸）地域文化広場の管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 尾張東部（瀬戸）地域文化広場の管理に関する条例（昭和57年瀬戸市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

区分				金額							
				午前	午後	夜間	全日	繰上・延長時間			
				9時～12時	13時～17時	18時～21時30分	9時～21時30分	8時30分～9時	12時～13時	17時～18時	21時30分以降 (1時間につき)
文化ホール	舞台練習及び催物準備のため使用する場合	平日	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		7,350	11,020	13,960	27,930	2,520	3,150	3,460	5,140		
		土曜日、日曜日及び祝日	10,290	15,430	19,630	39,270	3,570	4,410	4,930	7,240	
	その他の場合	平日	24,570	36,850	46,620	93,340	—	10,600	11,970	17,220	
		土曜日、日曜日及び祝日	34,330	51,550	65,100	130,200	—	14,800	16,800	24,150	
	楽屋	楽屋第1号	1,150	1,780	2,310	4,620	420	420	520	840	
		楽屋第2号	520	940	1,150	2,410	210	210	310	420	
		楽屋第3号	940	1,470	1,780	3,670	310	310	420	730	
		楽屋第4号	940	1,470	1,780	3,670	310	310	420	730	
	リハーサル室	第1リハーサル室	1,990	3,150	3,880	7,770	730	840	940	1,470	
第2リハーサル室		940	1,470	1,780	3,670	310	310	420	730		

		第3リハーサル室	520	940	1,150	2,410	210	210	310	420
文 化 交 流 館	会議室	第11会議室	1,150	1,570	1,780	4,090	310	420	420	730
		第12会議室	1,680	2,410	2,730	6,190	420	730	730	940
		第13会議室	1,150	1,570	1,780	4,090	310	420	420	730
		第21会議室	1,470	2,100	2,410	5,350	420	520	730	940
		第22会議室	3,360	4,510	5,250	11,860	940	1,470	1,470	1,890
		第31会議室	5,250	6,930	8,190	18,480	1,470	2,310	2,310	3,040
		第32会議室	840	1,260	1,570	3,150	210	310	420	520
		和室	2,410	3,670	4,620	9,240	840	940	1,150	1,680
	ギャラリー	1,150	1,570	1,780	4,090	310	420	420	730	
	茶室	1,680	2,520	3,250	6,610	520	730	840	1,150	

備考 <省略>

第2条 尾張東部（瀬戸）地域文化広場の管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

区分			金額								
			午前	午後	夜間	全日	繰上・延長時間				
			9時～12時	13時～17時	18時～21時30分	21時30分～24時	8時30分～9時	12時～13時	17時～18時	21時30分以降 (1時間につき)	
文 化 ホ ル 一 ル	ホ ー ル	舞台練習及び催物準備のため使用する場合	平日	円	円	円	円	円	円	円	円
				7,560	11,340	14,360	28,720	2,590	3,240	3,560	5,290
		その他の場合	土曜日、日曜日及び祝日	10,580	15,870	20,190	40,390	3,670	4,530	5,070	7,450
			平日	25,270	37,900	47,950	96,010	—	10,900	12,310	17,710
	楽屋		土曜日、日曜日及び祝日	35,310	53,020	66,960	133,920	—	15,220	17,280	24,840
			楽屋第1号	1,180	1,830	2,370	4,750	430	430	540	860
			楽屋第2号	540	970	1,180	2,480	210	210	320	430
			楽屋第3号	970	1,510	1,830	3,780	320	320	430	750
		楽屋第4号	970	1,510	1,830	3,780	320	320	430	750	

文化 交流 館	リハーサル室	第1リハーサル室	2,050	3,240	3,990	7,990	750	860	970	1,510
		第2リハーサル室	970	1,510	1,830	3,780	320	320	430	750
		第3リハーサル室	540	970	1,180	2,480	210	210	320	430
	会議室	第11会議室	1,180	1,620	1,830	4,210	320	430	430	750
		第12会議室	1,720	2,480	2,800	6,370	430	750	750	970
		第13会議室	1,180	1,620	1,830	4,210	320	430	430	750
		第21会議室	1,510	2,160	2,480	5,500	430	540	750	970
		第22会議室	3,450	4,640	5,400	12,200	970	1,510	1,510	1,940
		第31会議室	5,400	7,120	8,420	19,000	1,510	2,370	2,370	3,130
		第32会議室	860	1,290	1,620	3,240	210	320	430	540
		和室	2,480	3,780	4,750	9,500	860	970	1,180	1,720
	ギャラリー	1,180	1,620	1,830	4,210	320	430	430	750	
	茶室	1,720	2,590	3,340	6,800	540	750	860	1,180	

備考 <省略>

別表第3（第5条関係）

区分		単位	金額
文化ホール	舞台関係附属 設備	オーケストラピット	1基 円 8,200
		音響反射板	1式 6,260
		中せり	1基 1,180
		小せり	1基 970
		合唱台	1台 750
		所作台	1式 8,200
		平台	1台 210
		金びょうぶ	1双 1,180
		銀びょうぶ	1双 1,180
		長座布団	1枚 120
		高座布団	1枚 120
		ひもうせん	1枚 160
		浅黄幕	1枚 540
		しゃ幕	1枚 540
		地がすり	1枚 540
		上敷	1枚 210
指揮台	1台 210		

	譜面台	1台	50
	譜面灯	1個	50
	演台（花台付）	1式	970
	司会者卓	1台	210
	大太鼓	1式	540
	鳥屋囲	1式	540
	雪かご	1式	320
	机	1脚	50
	いす	1脚	20
	移動式黒板	1台	210
	移動式掲示板	1台	210
	DVDプレーヤー	1台	1,180
	液晶プロジェクター	1台	1,830
	ビデオデッキ	1台	1,180
	スクリーン	1式	1,180
音響関係附属 設備	フルコンサートピアノ（A）	1台	7,560
	フルコンサートピアノ（B）	1台	4,960
	セミコンサートピアノ	1台	3,780
	アップライトピアノ	1台	1,830
	ティンパニー	1式	2,480
	バスドラム	1台	540
	拡声装置	1式	3,130
	マイクロフォン（コンデンサー）	1本	1,180
	マイクロフォン（ダイナミック）	1本	970
	ワイヤレスマイクロフォン	1本	1,510
	つりマイクロフォン	1式	1,180
	エレベーターマイク	1基	1,180
	カセットテープレコーダー	1台	1,180
	MDレコーダー	1台	1,180
	CDプレーヤー	1台	1,180
	残響付加装置	1式	3,130
	移動用音響調整卓（A）	1台	3,780
	移動用音響調整卓（B）	1台	1,180
	跳ね返りスピーカー	1台	540
	ステージスピーカー	1台	1,830

照明関係附属 設備	サスペンションライト	1列	1,830
	ボーダーライト	1列	1,180
	アッパーホリゾンライト	1式	2,480
	ロアーホリゾンライト	1式	1,180
	シーリングライト	1式	3,780
	フロントサイドライト	1式	4,320
	スポットライト (1キロワット)	1基	270
	スポットライト (500ワット)	1基	210
	パーライト	1基	320
	フットライト	1列	860
	花道フットライト	1列	320
	ミラーボール	1基	540
	ストリップライト	1本	270
	トーマンタルライト	1式	2,480
	第1タワーライト	1式	2,990
	第2タワーライト	1式	2,990
	ピンスポットライト (2キロワット)	1基	970
	コンダクタースポットライト	1基	540
	エフェクトマシン	1基	1,180
	カッターライト	1基	540
	スモークマシン	1台	2,480
	先玉 (元玉付)	1個	210
	種板	1枚	100
電源設備	1キロワット	210	
文化交流館	拡声装置	1式	970
	液晶プロジェクター (スクリーン付)	1台	1,830
	ビデオデッキ	1台	1,180
	DVDプレーヤー	1台	1,180
	移動用スクリーン	1式	540
	テレビモニター	1台	540
	移動ステージ (第31会議室用・和室用)	1式	540
	パネル	1枚	100
	演台	1式	320
	茶道具	1式	1,180

備考 <省略>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第2条の規定は、この条例施行の日以後の施設等の使用の許可を受けた者に係る使用料について適用し、同日前の施設等の使用の許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。